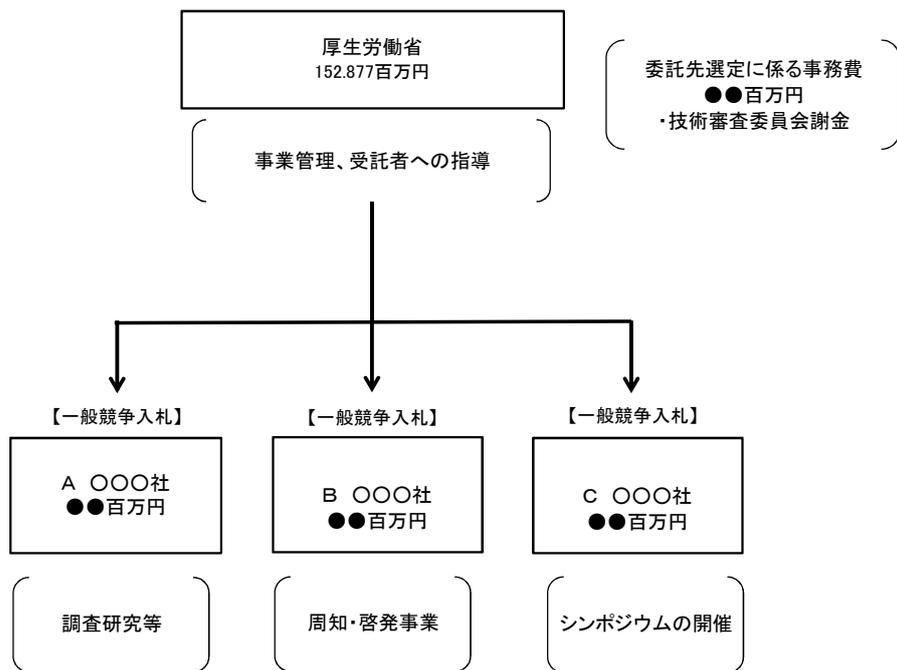


平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	過労死等防止対策推進経費 (27年度「過労死等防止対策推進法の施行に要する経費」)			担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始年度	平成27年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課過労死等防止対策推進室		鈴木 英二郎		
会計区分	一般会計、労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	過労死等防止対策推進法 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号及び第3号			関係する計画、 通知等	過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日閣議決定)				
主要政策・施策				主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第186回通常国会で議員立法として提案され、全会一致で可決成立した「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を踏まえ、過労死等防止対策の一層の推進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発、③過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援の各事業を実施する。 平成27年度においては、調査研究等のほか、法の趣旨等に関する周知・広報及び「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催)を実施する。 また、平成28年度においては、平成27年度の事業に加え、中学校、高等学校等の生徒に対する啓発のための講師派遣及び過労死遺児交流会を外部委託により実施する。								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	-	-	-	153	279		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0	0	0	153	279		
	執行額	-	-	-	-	-			
執行率 (%)	-	-	-	-	-				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする	成果実績	%	-	-	-		
			目標値	%	-	-	-	80	
			達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	過労死等防止対策推進シンポジウムの開催	活動実績	箇所	-	-	-			
		当初見込み	箇所	-	-	-	11		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	単位当たりコスト=X/Y X:「執行額」 Y:「シンポジウム開催箇所数」	単位当たりコスト	円/箇所	-	-	-	1,707,033		
		計算式	X/Y	-	-	-	49,503,960円(契約額)/29箇所		
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	委託費	152	278	○ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催回数増(11回→31回)等					
	事務費	1	1						
	計	153	279						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題になっていること等を踏まえれば、過労死等防止対策の一層の推進を図る本事業は国民や社会のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できないものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	過労死等防止対策推進法第4条において、国は過労死等の防止を効果的に推進する責務を有すると規定されており、国が行わなければならない事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	過労死等防止対策推進法に目的及び過労死等の防止のための対策が規定されており、優先度の高い事業となっている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は過労死等の労働災害防止のために行う事業であり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		-	-	
	利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	過労死等防止対策の推進は国が行わなければならない事業である。			
	改善の方向性	効率的・効果的な事業の実施に努める。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、特段問題ない。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-
平成25年度	-	平成26年度	新27-024		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)